

平成20年 第2回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成20年1月24日（木）午前9時30分

場 所：ホテルフロラシオン青山

平成20年1月24日

## 東京都教育委員会第2回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

- 第2号議案 東京都立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定依頼について
- 第3号議案 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について
- 第4号議案 東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱  
～第5号議案 規則の一部を改正する規則の制定外1件について
- 第6号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に  
～第8号議案 基づく職務権限の特例に関する条例の制定依頼外2件について
- 第9号議案 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について  
～第10号議案
- 第11号議案 杉並区立和田中学校における私塾連携の取組についての東京都教育委員会の見解について

#### 2 報 告 事 項

- (1) 平成20年度教育庁所管事務事業予算について
- (2) 東京都教育ビジョン(第2次)中間まとめについて
- (3) 杉並区立和田中学校における私塾連携の取組について
- (4) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

委員 長	木 村 孟
委 員	内 館 牧 子
委 員	高 坂 節 三
委 員	竹 花 豊
委 員	瀬 古 利 彦
委 員	中 村 正 彦

事務局（説明員）	教育長（再掲）	中 村 正 彦
	総務部長	志 賀 敏 和
	学務部長	新 井 清 博
	人事部長	松 田 芳 和
	福利厚生部長	秦 正 博
	指導部長	岩 佐 哲 男
	生涯学習部長	皆 川 重 次
	特別支援教育推進担当部長	荒 屋 文 人
		（欠席）
	人事企画担当部長	直 原 裕
	教育政策担当参事	石 原 清 志
	学校経営指導・都立高校改革推進担当参事	
		森 口 純

（書 記）	教育政策室政策担当課長	黒 崎 一 朗
-------	-------------	---------

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから平成20年第2回定例会を開会させていただきます。

まず取材・傍聴関係でございます。報道関係が都政新報外8社、合計9社、個人は4名の方からの傍聴の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。

——〈異議なし〉——それでは、入室していただいでください。

冒頭、カメラ撮影がありますので、よろしくお願ひいたします。

## 会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人でございますが、内館委員にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

## 前々回の会議録

【委員長】 前々回12月13日、第21回定例会の会議録につきましては、先日本配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を賜りたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第21回定例会の会議録については御承認いただいたということにさせていただきます。

前回1月10日、第1回定例会の会議録が机上に配布されておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を賜りたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

非公開の決定の件でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第9号議案、第10号議案及び報告事項（4）につきましては人事等に関する案件でございますので、非公開としたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件につきましては非公開とさせていただきます。

## 議 案

第2号議案 東京都立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定依頼について

【委員長】 第2号議案、東京都立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定依頼について、説明を学務部長、よろしくお願いいたします。

【学務部長】 第2号議案、東京都立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定依頼について説明させていただきます。

改正の理由でございます。都立高等学校の授業料、通信教育受講料及び聴講料については、国が示した地方交付税算定基準に基づく改定を3年に1度実施しておりますが、それに加えまして今回、普通教室冷房化に伴う経費の受益者負担等を組み込んだ上で改正を行うという内容が一つでございます。

もう一つは、都立高等専門学校が独立行政法人化されることに伴って、条例の対象から外すという規定整備でございます。

内容でございますが、授業料等の額の改定につきましては、全日制を例にとりまして、現行の11万5,200円を12万2,400円に改定します。増額分は7,200円、改定率1.06パーセントでございます。

授業料7,200円の増額の内訳は、地方交付税算定基準分で3,600円、冷房分で3,600円でございます。冷房分につきましては、普通教室の冷房使用に伴う経費相当額ということで、基本的には冷房機のリース料及びランニングコストの経費でございます。

そのほか、定時制等につきましては資料に記載のとおり金額となっております。

従来から実施しております減額及び免除については、この規定の中で従来どおり実施いたしますので、冷房等の経費につきましても、所得に応じて免除等がございます。

都議会に対する付議の時期は、平成20年第1回定例都議会定例会でございます。

施行は、平成20年4月1日からでございます。

なお、対象になりますのは、平成20年4月に新たに都立高等学校に入学する生徒からでございます。在校生につきましては、改定は適用されません。

内容は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの件に関しまして、何か御質問、御意見ございませうか。

【委員】 質問です。生活保護受給世帯に準ずる世帯というのはどういう意味ですか。

【学務部長】 基本的に授業料等は、生活保護受給世帯、それと同程度の世帯については免除でございます。生活保護受給世帯の収入の1.2倍の収入までの範囲であると生活保護受給世帯に準ずる世帯となり、2分の1の減額ということになります。

【委員長】 生活保護受給世帯の収入を1.0とすると、生活保護受給世帯に準ずる世帯の収入は1.2ということですね。

【学務部長】 はい。1.2までです。

【委員】 何で決まっているのか、後で教えてください。

【委員】 改定額の内訳の中の3,600円という冷房分は分かるのですが、地方交付税算定基準というのは、今度、東京都から国に吸い上げられた税金がここへ影響していると理解して良いのですか。

【学務部長】 これにつきましては、国が地方交付税を算定するに当たって、地方財政計画として必要経費を細かく、例えば公立高等学校の授業料の標準的なものは幾らというように、国が標準を示します。その金額が3年に1度改定されてくるということでございます。

【委員】 そんなところまで国が一々介入するのですか。

【学務部長】 標準を作っているということです。地方交付税を算出するに当たって、必要経費を見積もる場合に、収入見込みとして高等学校の授業料はこの程度という金額を示してきます。それを3年に1度改定して、その金額が3,600円ということでございます。

【教育長】 地方の必要経費となる基準財政需要額を算定するときに、例えば子供一人当たり幾らだとか、面積が1平方メートル当たり幾らだとかというものと同じように、収入についても基準財政収入額を高校生に対しては、授業料で幾ら入るはずだから、必要経費はこのぐらいと算定するわけです。その「はずだから」の金額が、こ

の金額になっているのです。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件につきましては、原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

第3号議案 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について

【委員長】 第3号議案、学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について、説明を人事部長、よろしくお願いいたします。

【人事部長】 学校職員の定数に関する条例についてでございますが、改正点は3点ございます。

1点目は、平成20年7月1日から育児短時間勤務制度が導入されることとなります。これは、例えば1日4時間という勤務を子供が小学校の就学前まで認めるという制度でございますが、それに伴い、条例の文言を改めるものでございます。根拠になるのは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が公布、施行されたことによるもので、平成20年第1回都議会定例会に関連する改正条例が上程される予定でございます。

育児短時間勤務職員は、勤務する時間に応じて定数の換算がされることとなりますので、それに伴う規定整備を行うものでございます。

2点目は、高等専門学校の運営を公立大学法人首都大学東京に移管することに伴う規定整備でございます。

3点目は、教職員定数についての改正でございますが、校種ごとに新しい定数を定めるものでございます。平成19年度と比較しますと、差し引き27人の減で、合計6万1,978人となります。

定数増減の主な内容について校種別に御説明いたします。

まず小学校は、平成19年度と比べ平成20年度の児童数が4,122人増となる見込みでございますが、そのことに伴う学級増、それから、区市町村立小・中学校の統廃合により適正規模化を支援する、新しい学校づくり重点支援事業を実施していくことなど

により、教職員定数は161人の増となります。

中学校は、生徒数は前年度比1,594人の増になります。都立中高一貫教育校が新たに2校開設されること、また、小学校と同様の適正規模化の事業が実施されることなどにより、定数は差し引き28人の増となります。

高等学校については、都立高等学校改革に伴う新しいタイプの学校としての都立世田谷総合高等学校の開設、それから、平成19年度以前に開設した20校の学年進行などによりまして、280人の定数増となります。一方、生徒数については前年度比2,890人の減となりまして、一般技能職員の執行体制の見直しなどにより、差し引き427人の減となります。高等学校全体の教職員定数としましては、差し引き147人の定数減でございます。

高等専門学校につきましては、学校職員の定数に関する条例から除外されるもので、211人の減となります。

特別支援学校につきましては、児童・生徒数は前年度比484人の増でございます。特別支援コーディネーターを中心とするセンター的機能充実のための加配が6人で、全体としては142人の定数増となります。

以上が平成20年度の教職員定数の概要でございます。

なお、国において平成20年度の予算案が発表になりまして、全体で1,195人の定数改善を行うことが明らかになっております。それに対する東京都の対応でございますが、1,195人の国の定数改善のうちの1,000人が、主幹教諭のマネジメント機能の強化ということでの定数配置になっております。この点については、都においては、従来から主幹が主要な主任を兼務することとしておりまして、主任について授業時数の軽減を行っております。今回、国の定数改善の財源を活用いたしまして、従来は導入していなかった小学校において、主要な主任についての時数軽減を行っていきたいと考えております。具体的には、12学級以上の小学校の教務主任、生活指導主任に対して、それぞれ2時間の時数軽減を行っていきたいと考えております。

国の定数改善の2番目は、LDやADHD等の発達障害のある児童・生徒に対する通級指導の充実の定数配置でございます。通級学級については、既に東京都においては独自に国を上回る定数措置を行っておりますので、新たな対応は考えておりません。

3番目に、食育の充実として栄養教諭の定数配置が明らかになっておりますが、都におきましては、来年度、モデル地区を指定し、数名程度の栄養教諭を配置することを考えており、現在、選考作業を進めております。

以上が国の定数改善の内容と都の対応状況でございます。

この条例案につきましては、平成20年第1回都議会定例会に付議をする予定でございます。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見ございませうか。

【委員】 都立高等専門学校について、独立行政法人化がなされるのは来年度からですか。

【人事部長】 そうです。

【委員】 東京都には高等専門学校は何校あるのですか。

【教育長】 昔は都立工業高等専門学校と都立航空工業高等専門学校という二つの高等専門学校があったのですが、それを今、産業技術高等専門学校という一校に統合しました。キャンパスは品川区と荒川区にそのまま二つあります。

【委員】 その定数、211人がマイナスになるのですか。

【人事部長】 はい。

【委員】 それで実質的に来年度はマイナスになるのですね。その数が大きいわけですね。

【人事部長】 大きいです。

【委員長】 実際にはなくなるわけではなく、独立行政法人になるので、首都大学東京に移るとのことです。

【委員】 分かりました。

【委員長】 小学校と中学校の定数が増えて、高等学校の定数が減っていますが、東京都の人口動態が大体このようになっているのですか。

【人事部長】 小学校、中学校の定数増の要因の大半が、児童・生徒数の増に伴う学級増でございます。高等学校についてはまだ影響が及んでいないのですが、いずれ

影響が出てくると思います。

【教育長】 全国では子供の数が減っていますが、東京都の場合、人口動態を見てみますと、今後10年間ぐらいは、幾らか増えてまた横ばいになるということで、全国とは違う傾向を示しています。

【委員長】 よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、この件につきましても原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

第4号議案 東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取  
～第5号議案 扱規則の一部を改正する規則の制定外1件について

【委員長】 第4号議案及び第5号議案、東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則の制定外1件について、説明を人事部長、お願いします。

【人事部長】 第4号議案及び第5号議案を一括して説明させていただきます。

まず、改正の理由でございますが、職員が勤務時間内に組合活動に参加する場合には、職務専念義務免除及び給与減額免除の申請・承認の事務処理が必要でございますが、この申請の承認に経営企画室の職員がかかわるようにすることなどの様式の改正を行い、適正な手続が行われるよう徹底してまいりたいと思っております。

経緯でございますが、平成18年度の業務・サービス監察において、一部の都立学校で不適切な処理が認められました。具体的には、校長の承認の押印がなされないまま、それが放置されていたということがございまして、校内のチェック体制をより適切に強化していかなければならないということで、今回、様式を新たに定めていきたいと思っております。

改正する規則は、東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則と学校職員の給与に関する条例施行規則の二つの規則でございます。

時間内組合活動とは何かといいますと、労使交渉と機関運営でございます。職員団体の機関運営へ参加する場合の手続について、学校長等の事前の承認と事後の承認が必要になっております。

改正後の様式を御覧いただきたいと思いますが、この様式に申請月日、日時、理由、取扱者等認印とございます。事前承認、それから確認とありますが、この確認というのが事後の承認でございます。承認というのは校長の印が押されることになりませんが、出勤簿の整理の担当者と給与担当者等がかかわることにしております。従来、この点については非常にあいまいで、実態としてはまちまちの取扱いがあったので、様式を改正することによって、一目瞭然に事前・事後の承認がどこまで取られているかが明確になるものと考えております。

今年4月から施行していきたいと考えております。

区市町村に関しましては、区市町村教育委員会に関係規定の改正を依頼していきたいと思っております。

説明は以上でございます。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見はございますでしょうか。

**【委員】** 改正の経緯に関連して、不適切な処理であったというのは、事務処理という形式的な問題なのですか。それとも、処理が不適切であることによって、実質的に問題が生じていたのですか。

**【人事部長】** この点については、校長が参加についてきちんと確認し、承認を与えることが必要なわけです。実質的には、校長は当該職員が機関運営に参加することについて認識をしていたし、了解もしていたということですが、承認印が1年にわたって全く押されていないという実態がございました。そういう意味では、手続上の問題があったと考えております。

**【委員長】** よろしゅうございませうか。――〈異議なし〉――それでは、この件につきましても原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

第6号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定  
～第8号議案 に基づく職務権限の特例に関する条例の制定依頼外2件について

**【委員長】** 第6号議案から第8号議案、地方教育行政の組織及び運営に関する法

律第24条の2の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定依頼外2件について、説明を教育政策担当参事、お願いいたします。

【教育政策担当参事】 それでは、3件一括して御説明いたします。

趣旨でございますが、このたび地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が行われ、教育委員会の職務権限の特例として、条例の定めるところにより、知事がスポーツに関することと文化に関することについて、管理、執行することができることとなりました。東京都教育委員会におきましては、平成14年度に文化振興にかかわる事務を知事部局に移管しました。また、本年度からスポーツ事業を知事部局へ移管したところでございます。こうした実態に合わせ、関係する条例規則の規定の整備を行うものでございます。

まず第6号議案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定依頼についてでございます。

条例の概要でございますが、教育委員会の権限とされている事務のうち、学校における体育を除くスポーツに関することと、文化財の保護を除く文化に関することを知事が管理し、執行することについて定めるものでございます。

平成20年第1回都議会定例会に改正案を付議した上で、平成20年4月1日から施行する予定でございます。

次に、第7号議案、東京都スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼についてでございます。

この条例は、スポーツ振興法に基づきまして、スポーツの振興に関することについて調査、審議を行うため、教育委員会に設置されている東京都スポーツ振興審議会について定めたものでございます。

改正の理由及び概要でございますが、ただいま御説明させていただきました法改正及び特例条例の制定に伴いまして、教育委員会の附属機関とされている東京都スポーツ振興審議会を知事の附属機関とするとともに、併せて専門委員に関する規定を整備するものでございます。

これも同様に、平成20年4月1日から施行する予定でございます。

次に、第8号議案、東京都教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する

規則の制定についてでございます。

この規則は、東京都教育委員会の権限に属する事務の委任等について定めたものでございます。

改正の概要でございますが、スポーツ振興審議会に関する事務を生活文化スポーツ局長に委任する規定を削除するものでございます。

施行期日は、平成20年4月1日でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見ございますか。

【委員】 法律が改正される前に既に東京都はやってきていたわけですね。逆に言うと、法的にはどういう理由で東京都がやってこられたのですか。

【教育政策担当参事】 スポーツ振興法上、明確に教育委員会が行うとされている事務等に関しましては、最後に説明しました第8号議案の権限委任に関する規則で、知事部局に委任するという形で処理をしておりました。

【委員】 国が後追いで都道府県の実態に合わせた法整備を行ったということですね。

【教育政策担当参事】 法律ができたので、特例条例をつくって、正式に知事が管理し、執行することにしたものです。

【委員長】 よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、この件に関しましても原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

## 報 告

### (1) 平成20年度教育庁所管事務事業予算について

【委員長】 報告事項(1)平成20年度教育庁所管事務事業予算について、説明を同じく教育政策担当参事、よろしくお願いいたします。

【教育政策担当参事】 報告事項(1)でございます。まず、歳出予算でございま

すが、平成20年度は7,908億7,500万円、前年度比0.4パーセントの減でございます。ただし、平成19年度予算額に、先ほどお話がございました平成20年度に総務局に移管が決定しております高等専門学校に係る経費33億円が入っております。この影響額を差し引いた純粋な教育庁所管経費の増減では平成20年度の歳出予算は、昨年度に対しまして1億8,700万円の増となっております。

その内訳といたしまして、職員費が前年度比0.8パーセントの減となっております。これは職員の世代交代を反映した減が大きな要因でございます。また、事業費につきましては前年度比2.5パーセントの増となっておりますが、主な増の要素といたしましては、新規事業による増が約16億円、特別支援教育推進計画による施設整備費の増が約31億円という状況でございます。

次に、職員定数でございますが、教職員の定数につきましては先ほど人事部長から説明がありましたので、省略させていただきます。事務局定数でございますが、前年度比較で14人減の713人となっております。主な減でございますが、中央図書館窓口にワンストップサービスを導入することで、執行体制の見直しによる減でございます。

2ページ目以降に平成20年度の教育庁主要事業として、「10年後の東京」への実行プログラム事業及び新規事業をお示ししております。個別の内容につきましては、既に要求段階で御説明させていただいておりますので、省略をさせていただきますが、いずれも少額の査定減などございまして、基本的には、来年度、東京都教育委員会 で実施しようとする主要施策を実現できる金額が予算化される見込みでございます。

今後でございますが、平成20年第1回都議会定例会で予算案の審議が行われまして、3月下旬に確定という予定でございます。教育委員会では、この予算案を前提に準備を進めてまいります。

説明は以上です。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見ございますか。

**【委員】** 「子供の安全確保等」の中に震災対策が22校とか14校とありますね。これを毎年行って、いつごろになったら全部が完成するのか、あるいはこれで全部終わるのかという質問が一つ。

もう一つは、奉仕体験100万円と額は小さいのですが、意味があるのだらうと思います。今まで、1年間予算を組んで実施した結果がどうだったかという評価は、私の記憶ではあまりないのですが、本年度これを決めたら、来年、決めたことと実態はどうなったかということを経済委員会に報告していただけないか。もっともなものが出ているのですが、結果的にどうなったのか。それから、割に金額が多い震災対策などは、いつごろまでのプランになっていたかということも、併せて教えていただければと思います。あるいは芝生化にしても、とりあえず都立日比谷高等学校でやっているなどというのは聞きますが、全体のプランをいつの時点かで一度説明してください。

【委員】 今の委員の御発言に私も賛成です。その時期は、来年度予算を検討する時期がございまして、その時期までに今年度の実施状況について、ある程度の状況をつかんでいただいて御報告いただければ、来年度予算にどう反映できるかということがはっきりすると思います。今年4月から来年3月まで終わらないと、全部をきちんと評価できないが、それでは来年度予算に反映することができませんので、ある程度見切っていただく。また、継続した課題も既にあると思うので、それについては今年度1年分の成果をしかるべき時期に御報告いただきたい。来年度の教育予算について、そう大きな金額が見込めるわけではない中で、効率的に使うことが大変大事だと思いますので、ある程度の時限を目途にいただいて事務局から御報告いただければ、教育委員会としても来年度予算についてそれなりの見解が述べられるのではないかと思います。委員長、教育委員会として事務局にお願いするということで、いかがでしょうか。

【委員長】 私も賛成です。是非よろしくお願ひします。すべて大事なことですが、耐震は特に重要だと思います。耐震化については、各都道府県で相当ばらつきがあるようですが、東京都はどうなっていますか。

【教育政策担当参事】 かなり進んでいます。今回、震災対策の事業が二つ入っております。平成20年度の校数が示されていますが、平成22年度ぐらいまでにはすべて終了する予定です。

【委員長】 耐震診断の方はどうですか。

【教育長】 概況を申し上げますと、全国は耐震化率が6割程度です。都立学校の

場合は、手を付けるべきところはすべて手を付けています。ただし、将来廃校する予定の学校などは行っていません。子供たちの安全のための対策は手を付けて、98パーセントぐらいでき上がっています。

また、ここに載っています災害時帰宅困難者支援というのは、いざ震災が起こったときに、住民の方々が学校に避難してきます。あるいは埼玉県の方が東京から自宅へ歩いて帰ろうというときには、途中でトイレや水の必要性がありますから、拠点として都立学校に寄っていただくというシステムになっています。ところが、そうした方々に学校へ来ていただいたときの水やトイレの手当てが今までなされておられませんでしたので、これを新たに整備しようという予算です。

それから、事業評価といいますか、効果についてですが、夏に翌年度の予算要求をします。そのときは、我々は今まで事業計画に対してどういう効果があったのか、どれだけ達成したのか、当然これも付けて要求しておりますので、事業評価の点も併せて教育委員会に報告したいと思います。

それから、11月に知事へ教育委員会で予算要望をしていただきまして、おかげさまですべて知事から認められたということになっております。ありがとうございました。

**【委員】** 今の教育長の御発言で、災害時帰宅困難者支援の2億円というのは、むしろ知事部局の予算であって、教育委員会としての予算と少し違うのではないかと。そうだとすると、教育予算の枠外として、知事部局の財政担当にも考慮していただかないと、それは少し違うのではないかとこの気もいたします。

**【教育長】** 委員のおっしゃるとおり、総合防災部に総合調整権があればそういうことになるのですが、総合調整権が与えられていないのです。したがって、必要な局がそれぞれ計上していくというシステムになってしまっています。ただ、住民の方々が来たときに、住民の方々に対するサービスは、子供にも付近住民にもできますから、学校の整備費を使うということについては、我々は疑問を余り感じていないのです。

**【委員】** シーリングがあるわけではないでしょうが、そこら辺は少し財政当局にも教育庁としての言い分があるように思いますが、分かりました。

**【委員】** この予算に若干関係してくると思うのですが、日本の伝統・文化理解教育の推進のところで、昨年10月25日の教育委員会で、日本の伝統・文化の講師バンク

をつくることを検討すると指導部長から言われているのですが、その進ちよく状況はいかがでしょうか。

【指導部長】 日本の伝統・文化理解教育の事業につきましては、外部人材の活用ということで、推進校、あるいは学校設定教科・科目「日本の伝統・文化」を設置している学校に講師の方々を推薦しております。そのときには、生涯学習部ともかかわりを持ち、情報を得ているところでございます。鋭意努めてまいりたいと思います。

【委員】 これは私が発言したのですが、人材バンクをつくったらどうですか、伝統・文化ばかりではない、いろいろな学校を支援する外部の、しかも一流の人たちに応援していただくには、各学校、各教育委員会の単位では難しいことも多いでしょうから、東京都教育委員会としてこの仕組みをつくることを検討したらどうですかということをお願いしました。多分、委員のお話はこのことだと思うのです。それについては、教育委員会としての要望として検討を依頼している話ですから、担当部署をきちんと決めてもらって、システムの構築に向けて御検討をお願いしたいということをお願いしたいと思います。

【委員】 そういうことです。検討するといった段階で終わってしまって、その後のフォローをしていないことが結構多いものですから。

【教育政策担当参事】 先ほど委員から奉仕体験活動100万円は少ないという話があったのですが、都立高校教育支援コーディネーターの活用7,100万円というものがございまして、これは奉仕体験先の開拓などをコーディネートしていくという、密接に関連している予算でございますので、これを併せた形で進めているということでございます。ちなみに、去年の8月現在、コーディネーターを使っている学校が125課程ございました。全体の報告については後日ということを考えています。

【委員長】 よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それでは、本件については報告として承ったということにさせていただきます。

## (2) 東京都教育ビジョン（第2次）中間まとめについて

【委員長】 報告事項（2）東京都教育ビジョン（第2次）中間まとめについて、

説明を同じく教育政策担当参事、よろしくお願ひいたします。

【教育政策担当参事】 東京都教育ビジョン（第2次）の中間まとめができましたので、御報告いたします。

東京都教育ビジョン（第2次）は、大きく2章立てになっております。まず第1章の「基本的な考え方」の概要を御説明申し上げます。

（1）「東京都教育ビジョン（第2次）策定の経緯とねらい」ですが、東京都教育委員会が平成16年4月に東京都教育ビジョンを国に先駆けて策定し、着実に改革を進めてまいりました。平成18年12月の教育基本法の改正により、教育振興の基本的な計画の策定が努力義務として示されております。また、「10年後の東京」の実現に向けた取組を進めるとともに、新たな課題に対応するため、関係各局の協力を得て、東京都教育ビジョン（第2次）を策定することとしたものでございます。この東京都教育ビジョン（第2次）は、東京都における教育振興基本計画としても位置付けるものでございます。

（2）「社会の変化と教育が果たす役割」につきましては、少子高齢化、情報化、グローバル化など、これからの10年間に予想される社会の変化を示すとともに、これからの時代を切り拓き、次代を担う力を持った子供を育成する教育の重要性を述べております。

（3）「東京都が目指すこれからの教育」の①では、家庭、学校、地域、社会の連携強化や外部人材の積極的な活用を図り、社会全体で子供の教育に取り組んでいくことを示しました。理不尽な要求をする保護者の存在や教員の多忙感といったことが指摘される中、社会全体で学校を支える仕組みをつくることは、これからの教育行政に極めて重要な視点だろうと考えております。

②では、これからの時代を生きる子供たちに育成すべき力といたしまして、厳しい競争社会を力強く生き抜く力や人間関係を築く力など、次代を切り拓く力、基礎的・基本的な知識・技能やそれらを活用する力などの「確かな学力」が重要であることを強調しております。

2の「教育を巡る課題と東京都の教育施策の重点」でございます。次代を担う子供たちの育成には、子供の教育の第一義的責任を有する家庭と、子供が成長、発達する

舞台となる地域社会の教育力の向上を支援していくこと、学校が質の高い教育を推進していくための環境を整備すること、子供たちに未来を切り拓いていくための基礎となる力をはぐくんでいくこと、以上3点が必要であると考えており、三つの柱から整理をしたものでございます。

第2章「取組の方向と重点施策」です。三つの柱に12の取組の方向を示しております。そして、それぞれの取組の方向に対し、合計30の重点施策を検討いたしました。資料の中ほどには、それぞれの重点施策の概要を示しております。さらに、一番右側に推進計画の事業例をお示ししております。この推進計画は、重点施策を基に5年程度を計画期間として今後作成してまいります。資料に示しております例は、既に実施することが決まっている事業を載せております。

それでは、重点的などころに絞りまして、第2章の説明をさせていただきます。

まず一つ目の柱、「家庭や地域の教育力向上を支援する」でございますが、三つの取組の方向を示しております。教育委員会はこれまで、学校教育を中心に施策を展開してきたところでございますが、教育基本法が改正されまして、これからは家庭教育支援も重要となってきております。

取組の方向1「家庭の教育力の向上」を御覧ください。家庭の教育力の向上を支援することが必要になっていることから、特に重点施策の（1）では、地域における様々な人々による子供の教育を支援するためのネットワークの形成を図ることなどを通じ、家庭教育を担う親を支援する施策を示しました。この施策を基に、乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクトを実施してまいります。また、重点施策（4）では、小1問題への対応も含め、就学前教育に関する総合的なプログラムやカリキュラムの開発を行います。これからの先進的な取組になろうかと考えております。

二つ目の柱、「教育の質の向上・教育環境の整備を推進する」でございます。ここでは五つの取組の方向を示しております。

4は「教員の資質・能力の向上」でございます。団塊の世代に当たる教員の大量退職期を迎えまして、これまで以上に優秀な新人教員の確保、あるいは教員一人一人の指導力、専門性の向上が必要になっております。重点施策の（9）、（10）では、これまで取り組んでまいりました東京教師養成塾や東京教師道場の取組を更に充実する

とともに、来年度から新設されます教職大学院の活用についても積極的に推進してまいります。

6は「外部専門家の教育活動への積極的な活用」です。特別支援教育のほか、学校の教育活動に外部専門家を積極的に活用していこうとしているところは、このビジョンの大きな特徴の一つでございます。

8は「子供の安全・安心の確保」でございます。子供たちの安全に対する懸念が広がっていることから、特に重点施策（18）では、今日の携帯電話、あるいはインターネットの普及に対応しまして、フィルタリングの普及や家庭でのルールづくりというようなものについて示しております。

続いて三つ目の柱、「子供・若者の未来を応援する」でございます。ここでは四つの取組の方向を示しております。

9は「児童・生徒の『確かな学力』の向上」についてです。東京都ではこれまでも、「確かな学力」の育成に取り組みまして、成果を上げてきたところでございますが、重点施策の（20）では、すべての児童・生徒に身に付けさせるべき事項等の指導基準である「東京ミニマム」を示していくことや、重点施策（21）では、都立学校のICT環境の整備、教員のICT活用能力の向上を図ることを示しました。

10は「子供の心と体の健やかな成長」です。子供の規範意識の低下や思いやりの心の欠如が懸念されるとともに、子供の体力低下や食生活の乱れなど、健康を巡る問題が発生しております。重点施策の（22）では、道徳授業の質的な向上とともに、新たに身近な「法」に関する教育などを取り入れてまいります。（24）では、保育所、幼稚園、小・中学校の芝生化の推進によりまして、子供の体力向上を図ってまいります。

12は「首都東京・国際社会で活躍する日本人の育成」です。これからの社会で子供たちが活躍していけるように、重点施策（28）では、自尊感情や自己肯定感、新たなことや困難なことにも挑戦する意欲を高める教育を推進するために、教育活動の在り方や指導方法などについて、研究開発を行うことを示しております。（29）では、国に先駆けて実施した教科「奉仕」の充実や、国際親善や世界平和に大きな役割を果たしているオリンピックの意義などを学ぶことによりまして、社会貢献の精神をはぐくんでいくことを示しております。

今後の予定でございますが、この中間まとめを発表し、これから1か月都民からの意見をいただきたいと考えております。それを最終のまとめに生かしていくとともに、重点施策に基づく推進計画を検討し、作成してまいります。5月には推進計画も含め、東京都教育ビジョン（第2次）として発表していきたいと考えております。

説明は以上です。

**【委員長】** ありがとうございます。この件につきましては、事前に各委員から御意見をいただいております。その中で多かったのは、ポイントがよく見えないということでしたので、あらかじめ事務局と相談いたしました。その結果、改めて一つ一つの施策を検討してみましたが、多少優先順位は付けられるものの、どれかを落とすということは難しいと判断いたしました。次善の策として、例えば、第2章のI「家庭や地域の教育力向上を支援する」の1「家庭の教育力の向上」に重点施策が三つ掲げてありますが、それぞれの概要を少し具体的に記述して、取組の方向が空虚に見えないように工夫をしてみました。この概要はもっと具体的にしたいと考えています。そして、これを都民に発信するにあたっては、文部科学省でも行っているように、デザイン的に工夫をしたパンフレットをつくって、殊に東京都として強調したい点を打ち出すということにさせていただきたいというのが、事務局と私とで相談したことでございます。御意見をいただきたいと思います。重点施策の概要が入りましたので、何を行うのかということとは分かるようになったのではないかと思います。

**【委員】** 事務局にも大分御意見を申し上げ、内容的には取り組まれたものも多くございますので、これを中間まとめとして今後広く都民の御意見をお伺いするという手続に入ることについては、結論として私は了としたいと思います。

ただ、今、委員長がおっしゃいましたように、教育ビジョンの中で、今の東京都教育委員会が中期的に東京都の教育をどのように進めていくのかについてのメッセージ性という意味で、この文書は少し欠けるものがあるように思います。もっとも、この文書がそういうものを非常に強く持つのが良いのかどうかについても、また議論があるかと思います。しかし、そうはいつでも、東京都教育委員会がここ数年の教育の在り方について、社会へのメッセージを発する良い機会でありますので、もう一工夫が必要ではないかと感じています。私自身も更に検討を加えて、最終案がまとまるまで

に、様々な形で御意見を申し上げさせていただきたいと思えます。

私がいろいろ申し上げた中で、一つ完全に欠落していると思えたのは、こうした教育ビジョンを達成する上で、だれがこの教育ビジョンを実現するのかということです。それは教育行政にかかわる都教育委員会、あるいは区市町村教育委員会、各学校、保護者、地域、社会全体、様々な立場があるわけですが、教育ビジョンを担う人たちが、とりわけ教育行政の立場にある教育委員会が、この教育ビジョンを進める上でどういう役割を果たそうとするのか。それはこれまでの教育行政の在り方の不十分な点を少し考えながら、例えば東京都教育委員会と各区市町村教育委員会の連携の在り方、連携の強化、学校現場との連携の強化、そうしたものも教育ビジョンの中に書き込んでもらいたいと考えております。それは教育ビジョンの位置付けをどうするのかということにもかかわる問題ではありますが、そういう点についてはもう少し事務局においても検討していただきたい。

それと同時に、この教育ビジョンをこれから最終的にまとめていく中で、区市町村教育委員会の御意見が十分反映されるように、区市町村教育委員会の意見が出てくるような特別な取組をお願いしたいと存じます。といいますのは、教育ビジョンもよく見てみますと、重点施策に、区市町村教育委員会がやるべきものについて、東京都教育委員会が支援するなどの表現が多いのです。要は、幾ら支援すると東京都教育委員会が言ってみたとところで、区市町村教育委員会がその気にならないことにはどうにもならないという話ばかりなのです。

東京都の教育ビジョンとして発する以上は、都民はこれを見て、東京都の教育がこのように変わっていくのではないかと期待するわけですから、その期待にある程度こたえられるようにするには、当面の直接的な責任を有する区市町村教育委員会が、この教育ビジョンに基づいて東京都教育委員会を含めて一体となって行っていこうではないかというようになってもらわないことには、絵に描いたもちにすぎないわけです。そういう点で、責任を有する区市町村教育委員会の御意見を是非とも反映させるような取組をお願いしたいということを申し上げておきたいと思えます。

**【委員長】** ありがとうございます。この中から重点を抜き出してパンフレットをつくるということもかなり難しいのですが、一つのアイデアとして、我々教育委員

一人一人が、個人としてはどれを重点と考えるかというメッセージを顔写真を付けて出しても良いと思います。例えば、区市町村教育委員会と緊密に連絡を取って、打ち出した施策を具体化させるべきだとか、スポーツ関係に力点を置きたいといった、メッセージを出すのも一つだと思います。そうすることによって、教育委員の顔が見えますし、何をやろうとしているのかということを知って、都民の皆様にも御理解いただけたらと思います。都民の皆様から御意見をいただいて、その辺を工夫したいと思っています。

**【委員】** 委員の御意見と一緒に、これを一般に公開して意見を聴くということには賛成です。特に区市町村ともう少し相談するという点にも賛成です。

それから、私が事務局に意見として言ったのは、国民の意識が全然ない、国ということについて何も書いていないではないかということです。考えられるのは、最後の「首都東京・国際社会で活躍する日本人の育成」だけしかないのです。これも読んでみると、オリンピックをやれば国際社会で活躍する人間ができるかもしれないが、それ以外に、だんだん日本は内向きになっていることに対してどうアピールするか、ボランティアなどのために海外に出ていけるような人材を育てるなど。あるいは、都立大島海洋国際高等学校をつくったけれども、希望者はとても少ないので、全国あるいは海外からもっと人を呼んでくるなど、そういう意味の国際性が必要なのではないかというのが1点。

それから、先週、私は私立学校へ講演に行ったのですが、この高等学校では、学校へ来たら携帯電話は全部取り上げるということです。行き帰りは事故があるといけなから持たせるが、学校へ入ったら携帯電話は取り上げる。これも一つの考え方だと思います。携帯電話がどう影響しているかということ、我々はもう少し精査しなければいけません。学校で先生が授業をしているときに、机の下で携帯電話を見ているというようなことは、大学で教えていたときはしばしばありましたから、細かいことですが、こういうこともどうかと思います。

もう一つは、文京区で第五中学校と第七中学校が合併して、新しい学校をつくる。それを公園をなくしてつくるということで、住民の反対があり、結局、それは元へ戻ったのです。元へ戻ってどうしたかという、道路はさんで校舎と校庭がばらばらになっている。2年間もめているために、小学生のお子さんを持つ保護者には私立学校

を受験させようという方が結構多いというのです。東京都がどこまで関与できるかは別に、文京区教育委員会と文京区がどんな判断をしたのか、その辺はもう少し察知できないのでしょうか。

そんな一例を見ると、先ほど委員も言われたように、東京都と区市町村の連携をもう少し緻密<sup>ちみつ</sup>にやっていけるようなことはないのか。杉並区の場合をとっても教育行政の中で全体のコミュニケーションが悪いような気がするので、その辺を気を付けていただければと思います。

【委員長】 ありがとうございます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——最終的な発表は5月でしたか。

【教育政策担当参事】 はい。

【委員長】 それまで時間がありますし、御意見も出ておりますので、いろいろ工夫をしましょう。

【教育長】 全国の状況をお話ししますと、この教育ビジョンは、教育振興基本計画を国がつくって、各地方公共団体もつくるように努めなければならないとされていますので、それにも位置付けます。国は策定中ですので、もし国が発表する教育振興基本計画と余りにも違うのであれば、国のいう教育振興基本計画の一部だということ、少し手直しさせていただくこともあるかもしれないということは、御承知おきいただきたいと思います。

【委員】 平成18年の教育基本法の改正の中では、国を愛するという言葉は、様々な議論がありましたが、結局それに代わるような言葉を入れましたね。ところが、そういうものはここへは反映されていませんね。

【教育長】 国の計画にもどういう形でそれが入ってくるのか、全く見えていないのです。

【委員】 国の計画が出たところで結構ですので、一度御検討ください。

【委員長】 教育振興基本計画については議論中ですが、日本の伝統・文化に関する項目は今のところ入っていません。これからの議論だと思います。

また、部会長の意向で、数値目標をきちんと入れるという方向が出されており、数値目標がなるべく入れられるようなものを優先するということになりそうです。流動

的ですから、まだはっきりとは分かりませんが。

それでは、この件については報告として承ったということにいたしますが、この件については、御意見がたくさん出ましたので、今後、積極的に議論をしていきたいと思えます。

### (3) 杉並区立和田中学校における私塾連携の取組について

【委員長】 報告事項(3) 杉並区立和田中学校における私塾連携の取組について、説明を指導部長、よろしくお願ひします。

【指導部長】 杉並区立和田中学校の私塾連携の取組について、報告をさせていただきます。

本件につきましては、前回の教育委員会におきまして、杉並区教育委員会に対し再考を求めるよう指導した旨、報告をさせていただきました。その後、杉並区教育委員会において、東京都教育委員会が指導いたしました疑義について検討を行い、昨日、その結果について回答をいただきました。報告資料の一番最後にその文書を添付しております。

内容については、この後、説明させていただきますが、説明に入る前に、1月17日に都議会の土屋議員と馬場議員より教育長に対しまして、「夜スペシャル」の中止等を求める要請がありましたので、報告をさせていただきたいと思えます。

この要請の内容といたしましては、塾の戦略に乗った取組であり、学校の教師の威信が低下すること、生徒の個人情報流出の危険性があること、帰宅する生徒の安全への不安があること、塾講師の経歴への不安があること、教材開発に伴う学校の教師の兼職・兼業の問題、さらに後任の校長が選任される過程への疑義などを指摘いたしまして、公立学校の否定、崩壊につながるとして、「夜スペシャル」の中止と後任校長人事のやり直しを求めるものでございます。

また、東京都公立学校教職員組合からも「夜スペシャル」中止を求める要請がございましたので、文書を添付しております。

それでは、資料を御覧ください。区の当初計画、その当初計画に対します東京都教

育委員会の見解、これは1月7日に文書により指導した際に記したものでございます。それから今回、杉並区からいただきました都の指導に対する回答の内容をまとめております。

まず、学校の教育活動として受講料を徴収し、受講生を選抜して実施することにつきまして、東京都教育委員会としては義務教育の機会均等の確保という観点から、参加方法、費用負担等に疑義があると指導したところでございます。このことにつきまして杉並区教育委員会からは、学校の教育活動としてではなく、学校教育外の活動として位置付け、その運営の主体は地域本部とし、地域本部はすべての生徒への学習機会の充実と費用負担への的確な配慮に努め、責任を持って保護者等に説明し、理解を図る旨、回答がございました。

また、特定の私塾に地域本部が委託して、塾の講師が指導し、教材も塾が提供すること、学校の施設を無償で提供するという点に対して、実態は塾が運営するのではないかとの疑義があり、公立学校施設の公共性、非営利性に反するおそれがあると指導したところでございます。これに対しまして杉並区教育委員会からは、地域本部が企画・運営し、塾から講師の派遣と教材提供を受けること。また、施設利用につきましては、地域本部が適正な手続により施設を利用すると回答がございました。施設利用につきましては、杉並区教育委員会は、地域本部が公益団体であること、今回の取組が公益のための事業であることなどを明確に位置付けた上で、地域本部が杉並区教育委員会に対しまして、学校施設の使用許可申請を行うなど、杉並区教育財産管理規則にのっとり適正な使用許可手続を行うとされているところでございます。

最後に、使用する教材を教員と私塾が共同開発し、著作権が私塾に帰属することにつきましては、教育公務員の兼業・兼職の適正な手続の観点から疑義があると指導したところでございます。このことにつきまして杉並区教育委員会からは、教材の開発につきましては、提携先の私塾が教材を開発すること、教員は地域本部と連携しながら相談に応じ、兼職・兼業の手続は必要に応じて適正に行うとの回答がございました。

なお、杉並区教育委員会は、地域本部が行う取組の実施状況を見守り、今後とも必要な指導、助言を行っていくということでございます。

1月7日に指導いたしました三つの内容について、杉並区教育委員会より以上のよう  
に回答をいただき、指摘した疑義については解消されたものと考えております。

報告は以上でございます。

【委員長】       ありがとうございます。議論に入る前に、地域本部とは何か、御説明  
いただけますか。

【指導部長】       文部科学省が平成20年度概算要求で出しているものでございます。  
地域の人材を活用して、学校の教育活動に対する支援を行うという性質のものでござ  
います。幾つか先進的な取組をして、これに類するような活動をしている学校がござ  
います。京都市立御所南小学校、習志野市立秋津小学校などでそういう取組をしてお  
ります。授業やPTA活動のサポートに対し、多くの地域住民が直接かかわって指導  
をしているところでございます。東京都におきましても、幾つかの市や区の中には、  
かなり積極的に地域の人材を活用して支援するような取組を行っているところがござ  
います。

【委員長】       文部科学省は、予算をどのくらい要求したのですか。

【予算担当課長】       全国で50億円です。

【計画課長】       学校支援地域本部の国の予算についてですが、国の予算と和田中学  
校とは同じ名称を使っておりますが、国の考え方としましては、実施にあたってはか  
なり柔軟に、いろいろなやり方ができるだろうということで、今後説明がある予定と  
聞いております。ですから、杉並区が今、先行的に地域本部という形で実施していま  
すが、それと全く同じものというわけではないと御認識いただければと思います。

【委員長】       何年か前に委員長として携わったのですが、民間の力を借りて教育力  
を増やそうというプロジェクトに、財務省が相当お金を出しています。相当弾力性の  
あるプロジェクトで、委員から、これは民間の企業を利するだけではないかという意  
見が出るようなものも採択されています。民間の力を借りて教育をよくしていこうと  
いう機運は非常に高くなっていると思います。

さて、今の話に戻りたいと思います。疑義は解消したということでございますが、  
今日も随分報道の方がお入りになっていましたし、都民の皆様のご関心も非常に高くな  
っています。その辺のことは新聞、あるいはテレビで報道されているとおりで。現

在は、杉並区だけの問題ですが、これはほかの東京都の区市町村、更に全国的に大きな影響を与える問題であります。

そういうことで、私としては、非常に境界領域にある問題で判断が難しいのですが、東京都教育委員会として明確な見解を示すべきだと考えています。26日から授業が始まるので、かなり急ぐということで、本日の教育委員会で見解をまとめたいと考えまして、試案を準備しております。それを配らせていただいて、御検討いただければと思いますが、そういう措置でよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、配布してください。

今までこういう東京都教育委員会の見解を出したという事例はないのですね。

【教育長】       ありません。

【委員長】       私は、教育行政は住民の要望が出た場合には、それに対して何らかの対応をするのが本来の姿だと考えておりますので、そういうこともありまして、今お配りしたような都教育委員会の見解（案）を準備してみました。それでは、読み上げてください。

【政策担当課長】       都教育委員会の見解（案）でございます。

都教育委員会としては、区市町村教育委員会及び各学校において、児童・生徒の学力向上のため、それぞれの実態に応じて多様な取組を行い努力しているところと承知している。今後ともこうした学校教育における取組の一層の充実が必要であると考え

る。  
ところで、今回の杉並区教育委員会の取組は、生徒の学力向上のための新たな手法としてその実施を検討されたものであるが、先に指摘したとおりいくつかの疑義があり、杉並区教育委員会に再考を求めたところである。

昨日、杉並区教育委員会から回答を得て、その内容を検討したところ、今回の取組は学校の教育活動外であること、また、生徒の学力向上という公共の利益のためのものであることが明確となり、教育関連法規及び公共財産の管理に係る規定等に照らし、不適切なものではないと認められた。

杉並区教育委員会においては、本取組に対する保護者への理解を更に得るとともに、今後、疑義が生じないよう努力されることを強く期待する。

【委員長】 ありがとうございます。御意見をいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

先ほど申し上げた、文部科学省で2年間行った、年間5億、合計10億、特別に財務省が措置をしたプロジェクトですが、これについては、先ほど申し上げましたように、ほとんどのケースに民間企業が入っております。選考で合格とした基準は、民間企業が幾ら入っていても良いが、ただ、その民間企業にのみ利益が行くといいますか、そこだけを利するようなことはないというものでした。民間企業がノウハウを出すことによって地域の教育力が増すと考えられるケースはすべて採用いたしました。いかがでございましょうか。御意見をいただきたいと思います。

【委員】 運営主体と学校の教育活動との在り方ということで、私もこの見解に基本的には賛成です。

ただ、一つ質問しておきたいのは、区の回答の一番上のところですが、学校教育外の活動と位置付けた、これはよく分かるのですが、機会の充実と費用負担への的確な配慮に努め、責任を持って保護者等に説明し理解を図るというのが、具体的にさっぱり意味が分からないのです。最初は月額18,000円から24,000円などと非常に具体的だったのですが、何をどう配慮に努めて、何をどう理解を図るのか、もう少し具体的に知りたいのです。

【指導部長】 昨日の杉並区の教育委員会又は教育長の発言によりますと、まず、すべての生徒への学習機会の充実ということについては、現在、19名の子供が「夜スペシャル」に参加をしたいという希望を出しているそうでございます。ただ今後は希望するすべての生徒にそういう場を与えていきたいという趣旨の発言があったと伺っております。

費用負担につきましても、経済的な状況等で厳しい家庭等については、減額等の措置を積極的にしていくような趣旨の方向性を伺っているところでございます。

【委員】 昨日のテレビのニュースなどでも放映されていましたが、とても良いと言っている女の子と、レベルが高過ぎて僕はだめでやめましたと言っている男の子がいて、勉強できる生徒には良いのではないですかという発言もあつたりしました。当初は受講生を選抜して一つのクラスにするということでしたが、今のお話のように、

みんなに平等に場を与えるということになると、全部一緒に行くということですか。極端なことを言うと、Aクラス、Bクラス、Cクラスと分けるのですか。それとも、A、B、Cもみんな一緒に夜の補習をやるということなのではないでしょうか。

【指導部長】 現状は19名の子供ということで、希望した子供が全部ここで学習するような方向と伺っております。今後は、今申し上げましたように、希望する子供はすべて対応していきたいということで、具体的な進め方については、責任を持って杉並区教育委員会で対応していくと伺っております。

【委員】 分かりました。今後の進め方は、ある意味でのスペシャルな授業になったときに、みんな一緒に果たして良いのか。そのあたりもしっかり厳しく考えなければいけないと思います。

【指導部長】 杉並区教育委員会でもいろいろな工夫があるのではないかと思います。

【委員】 これは学校外の活動になったわけですから、そのあたりは柔軟に考えて良いのではないかと個人的には思います。

【委員長】 地域本部が主導権をとっていかないとうまくいきませんね。そこがきちんと見て、今の委員のようなお考えも考慮するということにしないといけないと思います。

【委員】 私も基本的にはこの案で結構です。ただ、これだけ大騒ぎになったことでもあり、いつかの時点でまた評価をしてほしいということが一つ。

これからいろいろなことが起こってくると思うので、さっき話が出た例えば京都市立御所南小学校などがどういう仕組みでやっているのか。各県、各市の教育委員会がそういうものを調べて、こういうことならできるのではないかといいことを言ってくると思うのです。そのときに京都や東京の新しい取組が広がっていく可能性が強いので、できるだけ普遍性がある、なおかつその中で、最近で言うと習熟度別が時代の流れになってきて、その辺の調和というか、調整をするためにも、我々としても検討だけはしておく。これ自体は結構ですが、今、委員の言われたようなことも含めて、少し勉強しておくということで、再度検討する機会を考えていただきたい。

【委員長】 地域本部は平成20年度から実際にあちこちで実施されますので、今後

それらの地域の情報を的確に集めることが必要だと思います。

【委員】 この問題の詳細について、事務局から3度、少し時間をかけて直接お伺いいたしました。当初の杉並区における計画、あるいは考え方が、東京都教育委員会の疑義を受けて、相当しっかりと検討されて、法律的にも整理されたということです。何とかこの取組をスタートさせようということで、杉並区教育委員会としても相当の検討を加えたものと思います。その結果、報告のように、基本的にはこの取組が様々な法令に照らしてみても極めて不適切だとまでは言えないということは明らかになったのだらうと思うのです。

学校教育外の活動と考えますと、今度は、そうした活動に公的な学校施設が利用されて良いのかという問題がもう一方であるわけです。それは、今日報告された都議会議員の方の御意見にもそうした趣旨がありますので、そこだけは法令上、この場でしっかりと問題がないのだということを明らかにしておくことが大事ではないかと思えます。その点、まず御説明いただければと存じます。

【学務部長】 施設利用の関係でございますので、お話しさせていただきます。地方自治法の第238条の4第7項、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」ということで、基本的に目的外使用が可能であることを規定しております。それが基本にあり、その上で、各地方公共団体において財産管理規則を定めておりまして、杉並区の場合につきましては、学校施設の使用許可に当たって、公共的団体若しくは公益的団体またはあらかじめ区に登録されている団体が行う、公共若しくは公益上の目的のための事業等に短時間使用させる場合には使用許可ができるという規定になっております。

【委員】 お話のとおり、杉並区には教育財産管理規則がありまして、その第16条において、「財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができる」と規定されており、その第8号に、「公共的団体若しくは公益的団体又は別に定めるところにより、あらかじめ区に登録されている団体が行う公共若しくは公益上の目的のための事業又は営利を目的としない事業の用に短時間使用させる場合」という規定があります。今回の地域本部は、公共的団体若しくは公益的団体とみることができるであろうということ。そして、今回

の活動が生徒の学力向上という専ら公共的目的の事業であると思われるので、この規定に該当すると私は考えております。そういったしますと、法令上の規定にも抵触することがないものであらうと考えました。

学校教育外の活動と位置付けますと、逆に今度はこうした点が問題になるわけで、そういったところが今回きちんと検討されて、恐らくこの手続に基づいて、地域本部が施設の使用許可を申請することになるかと思いますが、そうした手続が法律に照らしてしっかりと行われることが非常に大事であらうと思います。

そういうことを含めて、私なりのこの問題についての意見を事務局に申し上げてきたのですが、今、委員長から示された見解は、私の思うところと全く同じでございます。そういう点で、東京都教育委員会として、これだけ話題を呼んだ案件でありますので、しっかりとメッセージを発していくことに賛成でございます。

**【委員長】** それでは、これでよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——  
御意見がありましたらどうぞ。

**【委員】** この見解の冒頭に、区市町村教育委員会及び各学校において、学力向上のための多様な取組を行っているとあります。これは、先ほど委員からもお話があった習熟度別授業や補習授業といったものを各区市町村の各学校で取り組んでいるということをお自身も承知しております。しかしながら、公立の中学校における生徒の学力の幅は非常に大きい。その中で先生たちが、とりわけ英語、数学というある程度蓄積した知識が必要な授業を行う上で、相当困難な授業を行っているという実態がある。それがあるからこそ、そういう取組が行われていると思っているわけであります。

しかし、そうした今までの各学校の努力が十分なものであったかどうかについては、やはりそれぞれの区市町村の教育委員会、学校において、この問題を契機に少し見直してもらいたい。様々な取組を実施しているというだけではなく、それがどの程度学力向上に結び付いているのか、しっかりと検討してほしいと思います。

今回の杉並区の取組は、公教育の場における多様な学力を持った子供たちをどう伸ばしていくのかについて、今抱えている公教育の問題点を告発したものだとして、この事案を契機に、とりわけ中学校における学力格差、幅広い学力を持った子供たちのうち、どの段階にある子供たちの学力も、公教育の場において引き上げるという努

力をしていく。そういう決意を改めて固め、東京都教育委員会としてもそうした取組を促し、いろいろな良い方法をやっているところもあると思うので、そうしたところを他の学校、他の教育委員会に紹介するということも通じて、しっかりと広げていくことが求められていると思います。

この具体的な事案の処理については、今後、杉並区教育委員会の努力を求めたいと思いますが、それに加えて、問題を提起されたものと我々も受け止めて、東京都教育委員会としても区市町村の教育委員会、あるいは学校に対して、しっかりやろうというメッセージを発していかないと、一方の塾の講師の力を借りなければいけないのかという批判に対して、勇気を奮い起こしてやっていかなければいけないのではないかと思います。その点をこの教育委員会で私の意見として申し上げさせていただき、是非とも事務局に、この問題について区市町村の教育委員会と議論を重ねて、習熟度別授業の工夫も含めて、少し気合いを入れていただきたいということを申し上げたいと存じます。

以上です。

**【委員長】** 今の委員の御意見は、教育外活動ではなく、教育内活動として公教育をきちんとしなければいけないという立場からの御意見ですね。

**【指導部長】** 今、委員からお話がありましたように、日々の教育課程内の授業改善に、各学校、各区市町村も取り組んでいるところでありますが、東京都教育委員会としても今のお話を受けまして、改めて日々の授業の改善に取り組んでまいりたいと思っております。

**【委員】** もう一つ、逆から見て、私塾の利益のためにやっているのではないということの確認がとれるようにチェックしておかないといけないと思います。先ほどの法令で言っても、利益を求めのために学校の施設を貸すわけではないという点です。

もう一つは、和田中学校の校長を選任するとき、議論も随分しましたし、人柄もある程度理解しているつもりですが、どうしても話題性に富むだけに批判もある。それが個人の批判なら良いけれども、教育という広い範囲の中での批判において、本人あるいは私塾の利益に結び付いているのではないかというような疑義を持たれないように指導をしていただきたい。これはお願いです。

【委員】 これは利益を求めてはだめなのですか。つまり、私塾がもうかってはだめということですか。

【委員】 適正なものなら良いでしょうが、基本的には私塾としてそれで大きくもうけようということではだめです。

【委員】 学校教育外の活動とありますが、例えばそこで事故や不測の事態が起きた場合には、だれが責任をとるのでしょうか。

【指導部長】 実施主体は地域本部ですが、地域本部と杉並区教育委員会で対応すると話を伺っております。

【委員】 それは多分、事故の中身にもよるであろうと思います。もちろん、その塾に参加した帰り道に何かあったという場合もあれば、教室の中で何か起こったということもあるでしょうし、そこは建物を管理する者、この授業を実施する主体となっている者、あるいはそれにかかわった個人、それぞれどういう立場なのかということとは事案によって異なるわけでしょうから、彼らが全部責任を持つという話にはならないだろうと思います。

【委員】 こういう問題がこれからどんどん起こってくると思います。今、校庭開放は、小学校などではどのようになっているのでしょうか。例えば私塾で、体育の塾も結構ありますが、場所を提供するところが余りないのです。実際問題、公園もない。もしそういう話があったとすれば、こういう手続をとって学校施設を利用するということになるのでしょうか。

【生涯学習部長】 校庭開放は、例えばサッカーなら、サッカーチームを団体登録し、ある一定期間、事前に申込みを受け付け、日時が重なる場合には抽選をするような形で開放しております。

【委員】 それは土日の話ですね。

【生涯学習部長】 土日の話です。

【委員】 私の子供も土日、サッカークラブに入って小学校のグラウンドで練習をしていますが、普段の日はだめだということです。先生の都合かどうか分かりませんが、早く帰りなさいということになっている。そう聞いています。

【指導部長】 放課後に、地域の団体にお貸ししている学校もあるかと思います。

【委員】 体育館などを使って、専門家でないとなかなか教えられないこともあるのではないですか。そういうときに、こういう手続をとるということになるのですね。

【委員長】 地域本部を利用すれば、それは可能なのではないのでしょうか。

【教育長】 それぞれの区市町村で、例えば学校なら学校の管理規程というものがあります。その規程に基づいて、手続が決まっています。ただ区市町村によって微妙に違いますので、それを調べていただくと、登録して、使えるところもあるでしょう。

【委員】 今の委員のお話の最初に出された具体的事例で言いますと、サッカーを教えている私塾がお金をとって学校の校庭を利用するというのは、今の管理規程からすると、少し無理な点があるかもしれません。

【委員】 この私塾のものはそうではないのですか。

【委員】 この事業の主体は、私塾ではなく地域本部です。

【委員】 それでしたら、地域本部と一緒にやれば良いわけですか。

【委員】 サッカーの私塾が受講料を安くしておくといえ、そういうことも考え得るわけですが、地域本部を説得しなければならぬですから、それはなかなか簡単ではないと思います。

【委員長】 利益を出してはいけないのかということですが、絶対いけないということではないと思います。地域本部が判断する適正な価格でやれるかどうかということですね。当然、高くすれば、参加できる子供とできない子供がでてくる。その問題を地域本部がどう判断するか。地域本部が納得するような料金設定にできれば、学習塾でもスポーツ塾でも可能だと思います。

【委員】 ですから、今回と同じスタイルであれば、東京都全体がそうだと言っているわけではなく、私がそれに賛成しているわけではなく、今の杉並区の考え方を普遍すれば、おっしゃることは杉並区では可能だという感じがします。

【委員】 地域本部というのはどこにでもあるのですか。

【委員長】 平成20年度に国が予算措置をして、公募されたものについて、審査し、適切だと認めれば、例えば先ほど申しましたように、京都市立御所南小学校の地域に地域本部を設定でき、百数十万円のお金が出るということになります。申請したら許可されるという種類のものではありません。国が認める必要があります。

【委員】 委員はこの問題の焦点を突いた良い御発言をされたと思います。そういう問題なのです。学校教育としてやるのか、教育外でやるのか整理し、公共財産を使うということについて、どういう考え方で臨むのかということをしっかり議論しておかないと、今、委員がおっしゃったようなことに対して正しく対応できないわけです。杉並区教育委員会は、今、私がお答えしたような中身と同じように答えると思います。そういう整理がなされたとは私は理解しているのです。

【委員】 せっかく教室もグラウンドも空いているのに、だれも使わないというのはもったいない話ですね。

【教育長】 これは仮定の話ですが、杉並区立和田中学校の地域本部は現にあるわけです。今、学力向上のための塾と提携してやろうとしています。だから、校庭も土日、夜は空いているから、校庭、体育館を使って、地域本部がどこかのスポーツ関連の塾と提携してということもあり得るのです。

【委員】 それを称揚するわけではないのです。ただ、委員の御意見はごもっともで、同じような問題を考えている方は結構おられると思います。

【委員】 私の子供もみんなゲームばかりしていて、なぜかといったら、先生が学校から早く帰れと言うからだというわけです。みんな昔は遊んだのです。学校で遊んで、疲れて、ご飯を食べて寝る。ただ、今はグラウンドを使えないと言われてしまっているのです。

【委員長】 今は相当開放されています。

【委員】 私も前任の生涯学習部長のときに同じことを言ったのです。そうしたら調べて、きちんとやっているということでした。私がいつも散歩しているところでは相変わらず開放されていないようなのですが。

【委員】 文部科学省が放課後子どもプランを提起して、今度の予算でも10億円ぐらいの予算がとられています。これは地域の人たちが校庭の中に入って遊んでも良いし、勉強を教えるても良いし、芸術的なことを教えるても良いし、そうした地域の人たちの取組を学校の中でやることを支援しようという取組です。グラウンドが小さ過ぎて、サッカーをやれば野球ができないとか、いろいろなことが起こるでしょうが、そういうことはあるにしても、今の流れは、委員がおっしゃったような学校の中で何か起こ

ったら誰か責任を負わなければいけないから、学校はなかなか校庭を開放しなかったという時代から、少し踏み出しつつあるということは間違いないと思います。

【委員】 前向きになっているわけですね。

【委員長】 相当前向きになっています。

それでは、いろいろ御意見をいただきましたが、私の示させていただいた教育委員会の見解については御異議ございませんでしたので、議案として取り上げたいと思います。

## 議 案

第11号議案 杉並区立和田中学校における私塾連携の取組についての東京都教育委員会の見解について

【委員長】 第11号議案として提案させていただきたいと思います。御反対がございませんでしたので、第11号議案を承認したという形にさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——ありがとうございました。それでは、今後の事務処理は、事務局の方でよろしくお願いいたします。

大変活発な議論で、将来につながるような御意見が幾つか出たと思います。ありがとうございました。

## 参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

2月14日(木) 午前10時 教育委員会室

2月21日(木) 午前10時 教育委員会室

(2) 東京都教育委員会職員表彰式

本 日 午後 1時30分 フロラシオン青山

【委員長】 今後の日程について、政策担当課長からよろしく願いいたします。

【政策担当課長】 定例教育委員会の開催でございますが、次回は2月14日木曜日、午前10時から教育委員会室にて予定しております。次々回は2月21日木曜日、午前10時から同じく教育委員会室にて予定しております。

本日は、この後、午後1時30分から東京都教育委員会職員表彰をふじの間で予定しております。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、引き続き非公開の審議に入ります。

(午前11時26分)